

自家用自動車有償貸渡（レンタカー事業）許可申請等の手引き

自家用自動車有償貸渡（レンタカー事業）を行うには、道路運送法第80条第1項及び、同法施行規則第52条の規定により、**国土交通大臣の許可が必要**です。

- ・道路運送法第80条（有償貸渡し）・・・自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。
- ・道路運送法施行規則第52条（有償貸渡しの許可申請）・・・法第八十条第一項の規定により、貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した自家用自動車貸渡許可申請書を提出するものとする。

- 一 貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 貸渡人の事務所の名称及び所在地
- 三 貸渡しの実施計画
- 四 貸渡しを必要とする理由

2 前項の申請書には、貸渡しをしようとする自家用自動車の貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類を添付するものとする。

申請の流れ

- 1 許可申請（申請書様式については支局ホームページ内に掲載）
- ↓
- 2 許可、許可書の交付
- ↓
- 3 登録免許税（**9万円**）の納付（許可日より1ヶ月以内）、各種帳簿等作成
- ↓
- 4 レンタカー事業者証明書交付、車両の登録（わナンバー）、自動車保険の加入

標準処理期間 **1ヶ月**
（申請について補正がある場合は、1ヶ月を超過する場合があります）

事業開始後の各種手続きについて

1 レンタカーの車両登録

- ・許可後にお渡しする、**レンタカー事業者証明書の写し**とその他必要書類（※）をお持ちになって、以下の窓口でお手続きをお願いします。

ナンバー	普通車	軽自動車
富山	富山運輸支局 登録部門	軽自動車検査協会 富山事務所

- ・レンタカーの増車・減車については届出不要です。
- ・**マイクロバスを増車する場合**は2年以上の経営実績等、要件がありますので、詳細については下記の問い合わせ先までお願いします。

※お手続きの際の、その他必要な書類については、別途確認をお願いします。

〈普通車〉 050-5540-2044（自動車登録手続きヘルプデスク）

〈軽自動車〉 050-3816-1852（軽自動車検査協会）

2 届出事項の変更

以下の場合には届出が必要です。

- ・事業者の名称及び住所・法人の役員・貸渡料金及び約款の変更、事業の廃止・・・事後届出
- ・事務所の名称及び所在地の変更、事務所の新設・廃止・・・事前届出

3 貸渡実績報告書の提出

毎年5月31日までに、前年4月1日から3月31日までの事業の状況について「貸渡実績報告書」の提出が必要です。こちらは提出時期の事前通知はしておりませんので、毎年1回の報告をお忘れにならないようお願いいたします。報告書様式については、支局ホームページ内に掲載しております。

レンタカーの申請等に関するお問い合わせは下記までお願いします。

北陸信越運輸局富山運輸支局 輸送・監査部門
〒930-0992 富山県富山市新庄馬場82
TEL (076) 423-0893